

スポーツ少年団リーダー養成事業実施要項

(目的)

第1 将来、スポーツ少年団活動や、地域における各種スポーツ活動において中心的な役割を担うリーダーを養成する事業の費用の一部を助成する。

(交付対象)

第2 日本スポーツ少年団シニア・リーダースクール及び岩手県ジュニア・リーダースクールへ参加する、盛岡市スポーツ少年団に登録している団員。

(助成金の額)

第3 参加料相当を助成する。

附 則

この要項は、平成24年4月1日から施行する。